

基本目標2 共に支えあう安全・安心な地域づくり

施策4 支え合いの地域づくり

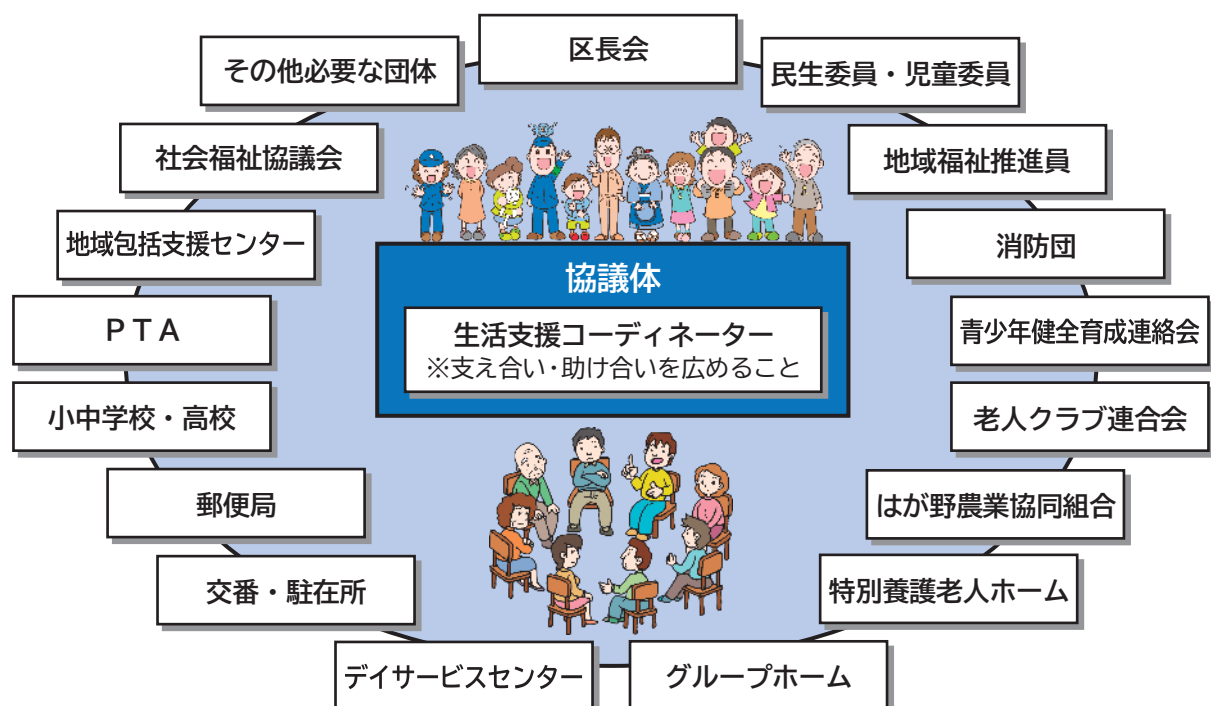
1 生活支援体制整備事業の推進

一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加する中、地域における課題は多様化しています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとに対する支援が必要となります。

本市においては、日常生活圏域ごとの実情に応じて、地域のニーズ・課題、多様なサービスの開発、担い手の発掘・育成等に取り組むため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、話し合いの場として協議体を設置し、地域住民による見守りや、通いの場、移動スーパー等の活動を実施しています。すべての日常生活圏域に協議体が設置できるように事業推進と活動支援を継続し、地域共生社会の実現に向け取り組みます。

事業名	内 容
協議体の設置	・多様な関係機関等が集まり、情報共有や連携を強化する場を設置します。 ・第1層は市全体の協議の場として活用していきます。 ・第2層は日常生活圏域ごとに話し合いの場として協議体を設置することで、地域連携の強化を図り、地域包括ケアシステムの一部となる地域の支援体制づくりを推進します。
生活支援コーディネーターの配置	・高齢者の生活支援サービスの体制整備を目的とし、生活支援の担い手、サービスの開発、関係者のネットワークなどの役割を担う生活支援コーディネーターを協議体ごとに配置します。協議体において、市民が主体的に地域課題や解決方法について検討できるよう、生活支援コーディネーターの役割を十分発揮できるよう取り組みます。

【生活支援体制整備事業のイメージ】



2 地域支え合い体制の推進

高齢化や人口減少が進み、地域で支え合う基盤が弱まってきています。日常生活における人と人とのつながりが弱まる中、誰もが住み慣れた地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう、移動スーパー等様々な地域資源が協働し、支援が必要な高齢者等を地域の実情に応じた仕組みで支え、見守るためのネットワークづくりが必要となります。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、緊急時の通報手段を高齢者でも簡単に操作できるＩＣＴ（ペンダント型発信機、センサー等）を利用したシステムにより、切れ目のない見守り体制を構築します。

事業名	内 容
高齢者見守りネットワーク事業	・高齢者、障がい者、認知症者、その他日常的に支援を必要とする人が安心して生活できるようにするため、各地区において見守りネットワーク事業の取組を組織し、見守る活動を支援します。
緊急通報システム整備事業	・自宅での急病や事故発生時に、ごく簡単な操作で緊急事態を通報できる装置（警備システム端末機）を設置することで、市が委託する警備会社が状況に応じて緊急通報時の対応を行うほか、平時の見守りや月1回の安否確認訪問、24時間対応の電話相談を実施します。また、地域包括支援センター職員や民生委員による実態把握に努め、必要世帯に設置を促します。
地域の見守りと買い物支援事業	・「自宅近くに商店がない」、「移動手段がない」など買い物に困っている方に対し移動スーパーを実施することにより、買い物ができる環境を整え日常生活の支援と、移動スーパーによりコミュニケーションの場を提供して地域の見守りを実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

《その他の事業》

- ・地域共助活動推進事業
- ・救急医療情報キット配布事業
- ・ふれあい・いきいきサロン



移動スーパー



救急医療情報キット



ふれあい・いきいきサロン

施策5 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

1 高齢者の交通安全・防犯対策

①移動手段の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、買い物や通院といった日常生活を支える移動手段が必要になります。地域における移動手段の確保にあたっては、高齢者の移動を念頭に置きつつ、公共交通サービスの充実等を図ります。

事業名	内 容
公共交通ネットワークの整備	・ 公共施設、病院、金融機関、商業施設等を目的地としたデマンドタクシー「いちごタクシー」と中心市街地を循環するコミュニティバス「いちごバス」、中心市街地と周辺地域を結ぶコミュニティバス「もおかベリー号」を運行し、それらの利便性を高めるため、随時、運行内容の見直しを図ります。また、公共交通機関の相互連携による広域的な公共交通ネットワークの構築を図ります。
老人福祉タクシー利用助成事業	・ 自動車等を所有・使用していない一人暮らしや高齢者のみ世帯等に対してタクシー利用券を交付し、日常生活に必要な交通を確保します。
高齢者等外出支援事業	・ 在宅のねたきり高齢者等の介護を必要とする方に対し、病院等への外出に必要なリフト付車両等の利用できる助成券を交付し、必要な交通の便を確保します。

②交通安全対策の充実

高齢者の交通事故の割合は年々増加傾向にあり、死亡事故など大きな事故につながる事例が発生しています。そのため、高齢者はもとより、市民の誰もが安全に外出できるよう、交通環境の整備や交通安全に関する啓発をさらに推進する必要があります。

また、高齢者が自動車運転免許証の自主返納した後も、充実した生活を続けられるよう高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施し支援します。

事業名	内 容
高齢者運転免許証自主返納支援事業	・ 運転免許証を自主返納した高齢者を対象として、交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、デマンドタクシーとコミュニティバスの共通無料乗車券の交付と、タクシー利用券の交付を行います。
交通安全教室の開催	・ 地域づくり事業の中の交通安全座談会等において、交通安全に関する啓発に努めます。



いちごバス



もおかベリー号



交通安全教育車「マロニエ号」での適正検査の様子

③防犯・消費者被害等の対策

近年、悪質商法や特殊詐欺などの手口は多様化・巧妙化しており、消費者被害は増加傾向にあります。特に高齢者を狙った消費者被害は深刻化しています。被害の未然防止のため、防犯座談会等で啓発に努めるとともに、警察と連携して情報提供を行います。

また、特殊詐欺電話機等の購入補助金について、積極的にPRを行い、高齢者の特殊詐欺被害防止に努めます。

事業名	内 容
防犯座談会の開催	・地域づくり事業の中の防犯座談会や老人研修センターでの高齢者研修等において、被害防止の啓発に努めます。
特殊詐欺電話機等の購入補助事業	・特殊詐欺の被害防止を図るため、自動録音装置等を備えた特殊詐欺への対策機能のある電話機等を購入した高齢者に対し補助金を交付し支援します。
相談窓口の周知	・消費生活センターで悪質な訪問販売・電話勧誘の被害相談を行っていることを周知します。

④安全・安心な住まい・まちづくり

住み慣れた自宅での生活を可能な限り続けるため、安全安心な住まい・まちづくりに対する支援が必要となります。住宅においては大規模地震発生 of 切迫性が指摘されている中、旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修や建て替えによる耐震化を促進する必要があります。また、増加している空き家は、防災・防犯・環境衛生等様々な面から、地域の住環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。さらに、自力では住宅を確保することが困難な高齢者や障がい者、子育て世帯等が住宅を確保することができるよう、民間賃貸住宅との連携による住宅セーフティネットの有効活用を促進します。

事業名	内 容
住まいの耐震性向上推進事業	・住宅所有者等に対する地震発生の危険性、耐震化の必要性に係る効果的な普及啓発を行うとともに、耐震化に要する費用の支援（補助制度）により、住宅の耐震化を促進します。
空き家バンク	・空き家バンクホームページ等で、空き家の物件情報を提供するとともに、リフォームや家財道具処分及び引越に要する費用の支援（補助制度）により、空き家の有効活用を促進します。
セーフティネット住宅登録制度	・公営住宅を補完するため、セーフティネット住宅登録制度などの民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの有効活用を促進します。
住宅改修の支援	・要介護者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう介護保険制度を利用した住宅改修を推進します。

2 高齢者の防災対策

自然災害が多発する近年、地域で高齢者が安心して生活をするためには、高齢者の災害対策とその他のための支援体制の強化は避けては通れない急務の課題です。

本市では、「真岡市地域防災計画」に基づき、高齢者等の緊急時に配慮が必要となる人の安否確認や避難支援、避難所での生活支援を的確に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行うとともに個別避難計画の作成を推進します。

また、防災行政無線のほか、市公式アプリ、市防災WEB、コミュニティFMを活用した防災ラジオ等の災害情報伝達手段の多重化を図ります。

事業名	内 容
避難行動要支援者避難支援事業	・災害時等に避難支援を必要とする避難行動要支援者の把握に努めるとともに、一人一人の個別避難計画の作成を推進します。また、地域における避難支援者を増やすために、関係課等と連携し地域における避難行動要支援者に対する理解と意識の向上を図ります。
防災リーダー養成研修や地区防災計画策定支援	・各自治会で形成している自主防災組織について、引き続き、地域防災力を高めるため、防災におけるリーダーとなる人材を育成する防災リーダー養成研修の実施や装備品の配布とともに地区防災計画策定支援を行います。
福祉避難所の確保	・市内社会福祉法人と協定を結び、一般避難所で避難生活が困難な方が避難できる福祉避難所を確保し、協定先と連携しながら安全に避難生活ができるよう努めます。
コミュニティFMによる防災力の向上事業	・令和2年開局のコミュニティFMラジオを活用し、平時の防災行政無線の情報発信とともに災害発生時の緊急放送により災害情報などを提供します。あわせて、防災ラジオの普及推進に努めます。

	単位	第8期計画			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿登録対象者に対する調査回答率	%				80.0	81.0	82.0



防災ラジオ

3 高齢者の感染症対策

令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日より、感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行しましたが、新たな変異株の発生など、状況を変化させながら、流行を繰り返しています。

新型コロナウイルス感染症で培った経験や課題を教訓に、感染症に対するさらなる対応力を強化し、高齢者と地域とのつながりが切れることなく、安心して地域で生活を送れる施策を推進します。

また、介護事業所等とは日頃から連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の体制の構築等に努めます。さらに、感染症発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するとともに、県や保健所等と連携した支援体制を整備していきます。

事業名	内 容
業務継続計画（BCP）の策定支援	・令和6年4月より、自然災害や感染症の蔓延といった不測の事態が発生した場合でも、可能な限り業務の継続及び早期復旧に備え、介護事業者に対して業務継続計画（BCP）の策定が義務化されることから、策定及び見直しに際して、情報提供を行うとともに、必要に応じて相談、助言等を行います。
衛生・防護用品の備蓄と介護施設への迅速な供給	・感染症発生時において、衛生用品等の国内需給がひっ迫するなど介護事業所等において必要な物資の確保が困難な状況に備え、必要な物資を備蓄するとともに、国や県と連携し、調達・輸送体制の整備に努めます。